

畜産農家の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせください。
- 配合飼料については、国産飼料原料を使用したものもありますので、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

〔例外〕繁殖牛・育成牛等に給与される粗飼料で、

- ① 当該畜産農家が自給生産したもの
- ② 単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたもの

1キログラムあたり3,000ベクレル

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
- ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
- ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、生産局畜産振興課、畜産企画課

03-3502-8111 (代表)

農林水産省九州農政局

消費・安全部安全管理課、生産経営流通部畜産課

096-211-9111 (大代表)